

令和8年度

# 学童保育室入室案内



行田市

# 目 次

|                                         |   |
|-----------------------------------------|---|
| <u>学童保育室一覧</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
|-----------------------------------------|---|

## 1 学童保育室について

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 学童保育室（放課後児童クラブ）とは・・・・・・・・ | 2 |
| 入室できる児童は・・・・・・・・          | 2 |
| 入室可能期間・・・・・・・・            | 2 |
| 開室時間・・・・・・・・              | 2 |
| 開室日・・・・・・・・               | 2 |
| 保育料について・・・・・・・・           | 3 |
| 保育料の算定替え・・・・・・・・          | 4 |
| 保育料の納付方法・・・・・・・・          | 4 |
| 昼食提供について・・・・・・・・          | 4 |
| 学童保育室利用にあたってのお願い・・・・・・・・  | 5 |

## 2 入室について

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 学童保育室入室まで・・・・・・・・               | 6 |
| 申込方法・・・・・・・・                    | 7 |
| お子さんが障害（発達障害を含む）をお持ちの場合・・・・・・・・ | 8 |
| 兄弟姉妹の入室・・・・・・・・                 | 8 |
| 学童保育室の退室・・・・・・・・                | 8 |

## 3 放課後等デイサービスのご案内

|                      |   |
|----------------------|---|
| 放課後等デイサービスとは・・・・・・・・ | 9 |
| 利用することができる方・・・・・・・・  | 9 |
| サービス内容・・・・・・・・       | 9 |
| 費用・・・・・・・・           | 9 |
| 市内施設一覧・・・・・・・・       | 9 |

## 【学童保育室一覧】

| 学区域  | 学童保育室名                     | 住 所                     | 電話番号     | 定員 |
|------|----------------------------|-------------------------|----------|----|
| 忍小   | 忍第一学童保育室<br>(原則、中・高学年中心)   | 本丸7-20<br>忍小学校校舎内       | 556-1139 | 37 |
|      | 忍第二学童保育室<br>(原則、低学年中心)     | 本丸7-20<br>忍小学校敷地内       | 556-0402 | 60 |
| 南小   | 南第一学童保育室<br>(原則、低学年中心)     | 佐間1-25-4<br>南小学校校舎内     | 556-6666 | 49 |
|      | 南第二学童保育室<br>(原則、中・高学年中心)   | 佐間1-25-4<br>南小学校敷地内     | 552-0577 | 44 |
| 西小   | 西第一学童保育室<br>(原則、低学年中心)     | 持田3-5-9<br>西小学校校舎内(南校舎) | 556-1143 | 70 |
|      | 西第二学童保育室<br>(原則、中・高学年中心)   | 持田3-5-9<br>西小学校校舎内(北校舎) | 579-5347 | 50 |
| 東小   | 東第一学童保育室<br>(原則、中・高学年中心)   | 長野2-26-8<br>東小学校校舎内     | 554-3750 | 36 |
|      | 東第二学童保育室<br>(原則、低学年中心)     | 長野2-26-8<br>東小学校敷地内     | 556-5231 | 60 |
| 北小   | 北第一学童保育室<br>(原則、低学年中心)     | 和田94-1<br>北小学校体育館内      | 553-3040 | 36 |
|      | 北第二学童保育室<br>(原則、中・高学年中心)   | 和田94-1<br>北小学校校舎内       | 556-7219 | 70 |
| 桜ヶ丘小 | さくら第一学童保育室<br>(原則、低学年中心)   | 長野1880<br>桜ヶ丘小学校敷地内     | 552-0556 | 45 |
|      | さくら第二学童保育室<br>(原則、中・高学年中心) | 長野1880<br>桜ヶ丘小学校校舎内     |          | 50 |
| 太田小  | 太田学童保育室                    | 小針3521<br>太田小学校校舎内      | 554-2448 | 70 |
| 泉小   | 泉太井第一学童保育室<br>(原則、低学年中心)   | 持田70<br>泉小学校敷地内         | 554-5808 | 55 |
|      | 泉太井第二学童保育室<br>(原則、中・高学年中心) | 持田70<br>泉小学校校舎内         | 577-4947 | 40 |
| 埼玉小  | 埼玉第一学童保育室<br>(原則、低学年中心)    | 埼玉4602<br>埼玉小学校敷地内      | 559-2500 | 48 |
|      | 埼玉第二学童保育室<br>(原則、中・高学年中心)  | 埼玉4610-2<br>埼玉小学校校舎内    |          | 40 |
| 南河原小 | 南河原学童保育室                   | 南河原782<br>南河原小学校校舎内     | 557-3331 | 70 |
| 下忍小  | 下忍学童保育室                    | 下忍2451<br>下忍小学校敷地内      | 556-8840 | 36 |
| 見沼小  | 見沼学童保育室                    | 荒木1606<br>見沼小学校校舎内      | 557-5430 | 40 |

# 1 学童保育室について

## 学童保育室（放課後児童クラブ）とは

小学校の放課後に保護者の就労などにより家庭での監護が困難な児童をお預かりし、適切な遊びや生活の場を提供する施設です。

## 入室できる児童は

入室希望日時点で、次の入室基準（1または2のいずれか）を満たす市内在住の小学生または、市外在住で市内の小学校へ通学（予定）の小学生

※指定学校変更者（祖父母等の自宅から学校へ通う場合）は、原則申し込み（入室）が出来ません。

### 入室基準

#### 1 保護者の就労等の場合

（1）昼間家庭が常時留守になり、保護者の勤務等終了時間が

- ・ 1～4年生 午後3時以降であること
- ・ 5～6年生 午後4時以降であること

（2）保護者の勤務等の日数が

- ・ 1年生 月平均12日以上であること
- ・ 2～6年生 月平均15日以上であること

（3）お子さんの監護が可能な同居の親族がいないこと

※同一敷地内の別建物や世帯分離（二世帯住宅）等を含みます。

※令和8年4月1日時点で、65歳以上の方は除きます。

2 妊娠・出産（産前6週のかかる月の1日から産後8週のかかる月末まで）等により、児童の監護ができない場合（自宅における監護が難しいものと判断します。）

※春季・夏季・冬季・学年末休業日のみ利用する場合には、入室基準を緩和します。

春季・冬季・学年末休業日の場合は、入室したい月の前月10日までにご相談・ご申請ください。夏季休業日の場合は、市報等をご確認ください。（令和7年度は6月号へ掲載）

## 入室可能期間

### 入室開始日から最長で令和9年3月31日まで

- ・ 入室開始日及び入室終了日は、入室決定通知書の「保育の実施期間」に記載します。入室理由により入室できる期間が異なります。なお、入室終了日は、その日までの在籍を約束するものではありません。
- ・ 年度を超えての継続入室は出来ませんので、学年が変わる際は改めて申請が必要となります。

## 開室時間

- ・ 学校授業日（月曜日から金曜日）・・・放課後から午後7時まで
- ・ 土曜日等 ・・・午前7時30分から午後7時まで  
（土曜日等とは、土曜日、開校記念日、県民の日、運動会の振替休日等です。）
- ・ 長期休業日 ・・・午前7時30分から午後7時まで  
（長期休業日とは、春季・夏季・冬季・学年末です。）

## 開室日

次の休室日を除く、月曜日から土曜日までです。

【休室日】日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

## 保育料について

### ○保育料の決定方法

保育料は、市町村民税所得割課税額（お子さんの父母の合計額）を基に、下記保育料一覧表により決定しています。

なお、お子さんの父母が非課税で、祖父母等と同居している場合（世帯分離している場合も含む）は、祖父母等を家計の生計維持者であると判断し、祖父母等の課税額を基に保育料を決定します（同一敷地内の別建物や二世帯住宅で電気・ガス・水道等を別に契約しているなど、家計が別であると認められる場合を除きます）。

『所得が未申告の方』又は『令和7年1月1日に市外在住で所得課税証明書が未提出の方』は、根拠となる課税額がわからないため、保育料の算定ができません。そのため、根拠となる課税額がわかるまでの暫定措置として、最高階層（最高額9,000円）で決定しますので、ご了承ください。なお、収入がない場合も、保育料算定のため市町村民税の申告が必要です。

保育料の日割り計算はしません。月の途中での入退室や保護者又はお子さんの都合で1か月欠席している場合でも、月額保育料を納めていただきます。

### 【学童保育室保育料一覧表】

| 世帯の階層区分                      |                                    | 保育料（月額） |
|------------------------------|------------------------------------|---------|
| 1                            | 生活保護世帯                             | 0円      |
| 2                            | 市町村民税非課税世帯及び市町村民税均等割のみ課税世帯         | 0円      |
| 3                            | 市町村民税所得割課税額 76,000 円未満             | 5,000 円 |
| 4                            | 市町村民税所得割課税額 76,000 円以上 225,000 円未満 | 7,000 円 |
| 5                            | 市町村民税所得割課税額 225,000 円以上            | 9,000 円 |
| 兄弟姉妹同時入室の場合、2人目以降は表の半額となります。 |                                    |         |

※この表において「所得割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。

### ○市町村民税所得割課税額が変更となった場合

修正申告等により、市町村民税所得割課税額が変更になった場合は、保育料の再計算を行いますので、申告書又は税額の決定通知書の写しを持参の上、子ども未来課へお越しください。なお、再計算の結果、保育料に変更がない場合もありますので、ご了承ください。

### ○その他の負担

保育料の他におやつ代をご負担いただきます（学童保育室により料金は異なります。一人あたり月額2,500円程度です）。

## 保育料の算定替え

保育料は9月に算定替えを行います（算出根拠となる市町村民税所得割課税額の年度を変更します）。

■4月～8月分の保育料…前年度（令和7年度）の市町村民税所得割課税額  
（令和6年1月～令和6年12月の収入に基づく額）

■9月～翌年3月分の保育料…今年度（令和8年度）の市町村民税所得割課税額  
（令和7年1月～令和7年12月の収入に基づく額）

| 4月                                        | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月                                        | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------------------------------------------|----|----|----|----|-------------------------------------------|-----|-----|-----|----|----|----|
| 前年度（令和7年度）の市民税額で算定<br>（令和6年1月～令和6年12月の収入） |    |    |    |    | 今年度（令和8年度）の市民税額で算定<br>（令和7年1月～令和7年12月の収入） |     |     |     |    |    |    |

## 保育料の納付方法

保育料は原則として、毎月末日（12月のみ25日）に口座振替により納めていただきます。

- ・末日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に振替を行います。
- ・保育料決定通知に同封する「行田市学童保育室保育料口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」に必要事項を記入の上、金融機関へ直接提出してください。  
なお、口座振替依頼書は、お子さん1人につき1枚必要です。
- ・保育所等で利用していた口座は、学童保育室では、引き続き利用することができません。新たに口座振替の手続きが必要となります。
- ・必ず振替日前日までに残高の確認をお願いいたします。残高不足などにより引落しができなかった場合は、後日子ども未来課より納付書が発送されますので、金融機関等の窓口で支払いをしてください。
- ・保育料の滞納が続いた場合は、退室いただく場合がございます。

## 昼食提供について

小学校の長期休業日等における保護者の皆様の負担軽減を図る目的で、希望者を対象に学童保育室における昼食提供を実施しております。

- ・提供日 長期休業日（春季・夏季・冬季・学年末）、給食がない半日授業の日及び運動会の振替休日等

※学童保育室の開室日でも、土曜日やお盆休み等、提供できない場合もあります。

- ・料金 1食 440円（税・配送代込）（令和7年8月末時点）＊保護者負担となります。  
メニューに応じて、箸やスプーンなどが付属されます。
- ・メニュー 月末に翌月1カ月分を公開（LINEで確認可）
- ・提供事業者 株式会社 若菜（さいたま市北区別所町122-1）  
連絡先048-553-1272（行田センター）
- ・注意事項
  - ・提供するお弁当は、アレルギー対応していません。
  - ・注文忘れなどにより、当日、児童の昼食が用意できていない場合は、学童保育室では対応いたしかねますので、保護者の責任において対応をお願いします。
  - ・お弁当の注文、キャンセル、お弁当代の支払い等は、（株）若菜が委託している「ペコフリー」システムにおいて行います。
  - ・お弁当代の支払いは、ポイントのみとなります。（事前にポイント購入が必要です）
  - ・ポイントの使用期限は購入日より180日です。
  - ・ポイント購入後の返金対応は出来ません。

- ・当日、急きょ学童を欠席した場合、配送されたお弁当は、衛生上の観点から、学童保育室にて廃棄させていただきます。その場合、料金の返金はできません。

## ・利用方法

### 1 注文準備（登録）

- ①LINEで「ペコフリー公式アカウント」に友達登録。  
※学童保育室ごとにQRコードが異なります  
 （入室決定時の通知または市ホームページからQRコードを確認ができます）。
- ②アカウント登録（学童名、児童名などを登録）
- ③お弁当代の支払いをするポイントをチャージする。  
※ポイントの使用期限は購入日より180日です。  
※ポイント購入後の返金対応は出来ません。

### 2 お弁当注文（前日まで）

- 前日の21時00分までにLINEで注文。  
※キャンセルする場合も21時00分までです。

### 3 お弁当提供（当日）

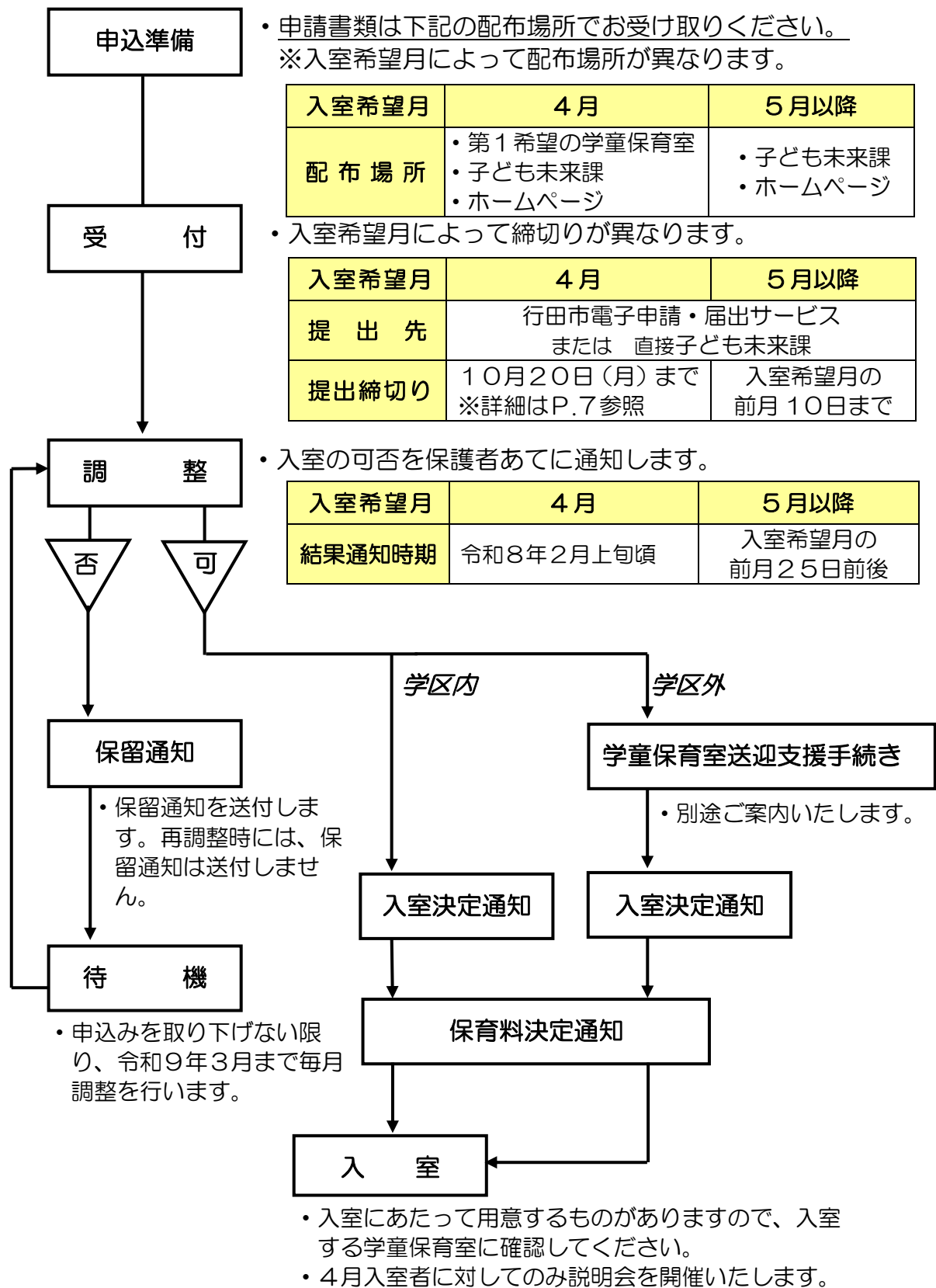
- ①児童が在室の学童保育室に提供事業者がお弁当を配送。
- ②お弁当の使い捨て容器と残飯は、各自自宅に持ち帰り処分。  
※持ち帰り用のビニール袋は学童保育室で準備いたします。

## 学童保育室利用にあたってのお願い

- ・学童保育室は集団生活をする場です。決まりごとをお子さんに守らせてください。
- ・保護者の方は勤務が終わり次第、お子さんのお迎えにいらしてください。午後7時で閉室しますので、遅れずにお迎えをお願いします。（未成年の方のお迎えはご遠慮ください。）児童の安全のため、保護者が玄関までの送り迎えをお願いします。
- ・欠席される場合は、必ず学童保育室へ連絡してください。
- ・お子さんに食物アレルギーがある場合は、申請書類に記載の上、「生活管理指導表」を添付してください。
- ・平日や土曜日に保護者がお休みの場合は、親子の大切な触れ合いをより一層深めるためにも、ご家庭での監護をお願いします。
- ・お子さんが他のお子さんへ危害を加えた場合や、そのような恐れのある行動をとった場合には退室いただきます。
- ・保護者が入室児童等へ怒鳴る等の行為があった場合は、退室いただきます。
- ・保護者又はお子さんの住所・氏名・連絡先・世帯状況や、保護者の勤務先が変更となったときは手続きが必要となりますので、子ども未来課にご連絡ください。
- ・「情報メール配信サービス」への登録をお願いします。台風や地震などで学校が休校になり、学童保育室の開室時間が変更になった場合や児童の安全が確保できないため閉室にする場合などを連絡させていただきます（入室が決まった際にお手紙を同封いたします。）。
- ・お子さんがインフルエンザなどの感染症に罹患した場合やお子さんのクラスが学級閉鎖になった場合などは、他のお子さんへの感染を防ぐため、学童保育室は欠席していただきます。

## 2 入室について

### 学童保育室入室まで



## 申込方法

学童保育室へ入室を希望する場合は、下の方法で申請書類等を提出してください。

なお、学童保育室の入室は申込順ではありません。ご提出いただいた書類を基に入室審査を行い、入室を希望する児童の学年や保護者の勤務状況等を審査し、必要

性が高いお子さんから順に入室となります。

また、書類に不備や不足がある場合は、入室審査は行うことが出来ませんのでご注意ください。

### ① 申請書類の配布場所等

#### 4月に入室を希望される場合

- 配布場所・・・各学童保育室、ホームページまたは子ども未来課
- 配布開始・・・令和7年9月24日（水）
- 申請期間・・・令和7年10月1日（水）～10月20日（月）
- 申請方法・・・行田市電子申請・届出サービスまたは直接子ども未来課
- 受付時間・・・子ども未来課での受付時間は、祝日を除く月～金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで

#### 5月以降の入室を希望される場合

- 配布場所・・・子ども未来課またはホームページ
- 申請期間・・・入室希望月の前々月の11日から前月の10日まで※期限厳守  
【（例）8月1日から入室を希望する場合】申請期間：6月11日から7月10日まで
- 申請方法・・・行田市電子申請・届出サービスまたは直接子ども未来課
- 受付時間・・・子ども未来課での受付時間は、祝日を除く月～金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで 及び 日曜日の午前中

### ② 申請に必要な書類

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全員提出   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 行田市学童保育室入室申請書</li> <li>■ 学童保育室利用に関する重要事項確認書兼同意書</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 保護者の理由 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学童保育室を希望する理由の書類（対象者：父・母・同居する65歳未満の祖父母）<br/>世帯内の全ての対象者に次のいずれかの証明書を提出していただきます。</li> <li>① 就労している（予定含む） ⇒ 就労証明書及びパート等で変則就労の場合シフト表（直近3ヶ月分）が必要。</li> <li>② 就学している（予定含む） ⇒ 在学証明書（予定の方は合格通知書等）、時間割表及びシラバス等</li> <li>③ 疾病や障害がある ⇒ 診断書（学童用）、障害者手帳の写し及び申立書<br/>疾病及び身体障害者手帳のみ交付されている場合、診断書（学童用）が必要となります。</li> <li>④ 妊娠中や出産をした ⇒ 母子手帳の表紙及び出産予定日のわかるページの写し</li> <li>⑤ 介護や看護をしている ⇒ 診断書（学童用）、ケアプラン、障害者手帳の写し、申立書、介護・看護がわかる書類等</li> </ul>                                                   |
| 該当者のみ  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 食物アレルギーがある入室希望児童 ⇒ 生活管理指導表</li> <li>■ 令和7年1月2日以降に行田市へ転入（予定含む）<br/>⇒ 所得課税証明書（4月～8月入室は令和7年度、9月以降の入室は令和8年度が必要）<br/>※各年1月1日にお住まいだった市区町村役場で証明書を取得してください（令和8年度証明書は7月頃に取得することができます）。</li> <li>■ 引越し予定者（転居・転入予定） ⇒ 賃貸借契約書、売買契約書の写し等</li> <li>■ 障害者手帳の所有者（入室希望児童）<br/>⇒ 障害者手帳の写し（P. 8「お子さんが障害（発達障害を含む）をお持ちの場合」をご確認ください。）</li> <li>■ 発達障害と診断されている入室希望児童<br/>⇒ 診断書（学童用）（P. 8「お子さんが障害（発達障害を含む）をお持ちの場合」をご確認ください。）</li> <li>■ 生活保護を受給されている場合 ⇒ 受給証の写し</li> <li>■ 指定学校変更者 ⇒ 要相談</li> </ul> |

※申請書類に虚偽の内容があった場合には、入室決定後であっても申請が取消し（退室）となる場合があります。

## お子さんが障害（発達障害を含む）をお持ちの場合

新規で入室申請をされるお子さんが障害（発達障害を含む）をお持ちの場合は、入室決定に先立ち、学童保育室の支援員と面談をさせていただく場合があります。

面談の結果、受入体制等によっては、入室をお断りせざるを得ない場合がありますので、ご理解をお願いします。

また、お子さんが身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などをお持ちの場合は、「放課後等デイサービス」が利用できます。

（P. 9「3 放課後等デイサービスのご案内」をご確認ください。）

## 兄弟姉妹の入室

兄弟姉妹の入室については、できる限りご希望に添えるよう入室調整を行います。が、監護の必要性が高いお子さんから入室となります。審査結果によっては、ご希望に添えない場合があります。

また、忍小学校区（忍第一・忍第二学童保育室）、南小学校区（南第一・南第二学童保育室）、西小学校区（西第一・西第二学童保育室）、東小学校区（東第一・東第二学童保育室）、北小学校区（北第一・北第二学童保育室）、桜ヶ丘小学校区（さくら第一・さくら第二学童保育室）泉小学校区（泉太井第一・第二学童保育室）及び埼玉小学校区（埼玉第一・埼玉第二学童保育室）は、原則として「低学年」「中・高学年」に区分しての入室となります。保護者の希望により兄弟姉妹で同じ学童保育室への入室は可能ですが、入室学童に同じ学年のお子さんがない場合がありますのでご承知おきください。

### 入室調整の結果

【例】

学校敷地内に複数の学童保育室がある学校区で、低学年と高学年のお子さんがある場合

|       | 南第一<br>(低学年) | 南第二<br>(中・高学年) |
|-------|--------------|----------------|
| 兄(小3) | —            | ○              |
| 弟(小1) | ○            | —              |



兄弟姉妹で同じ学童保育室への入室を希望した場合は、入室状況に応じて、どちらかの学童保育室での兄弟入室となります（同じ学年のお子さんがない場合があります）。

## 学童保育室の退室

次のような場合には、学童保育室の退室の手続きをお願いします。

- ・保護者が勤務先を退職した場合や勤務時間の変更等により、ご家庭でお子さんの監護を行えるようになったとき
  - ・保護者が育児休業を取得し、自宅での監護が可能となったとき
- ※産前産後休業（産前6週のかかる月の1日から産後8週のかかる月末）の間は、学童保育室を利用することができます。
- ※事情により監護が困難な場合は申立書を提出してください（P. 7を参照）。
- 退室届出用紙の配布場所・・・子ども未来課
  - 提出期限及び提出場所・・・退室する月の10日までに子ども未来課へ

### 3 放課後等デイサービスのご案内

#### 放課後等デイサービスとは

学校通学中の障害児に対して、学校授業終了後や長期休業日中において、児童の生活能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

#### 利用することができる方

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方など

#### サービス内容

- ・自立した日常生活を営むために必要な訓練
- ・創作的活動、作業活動
- ・地域交流の機会の提供 など

#### 費用

利用料の1割が自己負担となります（所得に応じて負担額が異なります）。

| 区分     | 世帯の所得状況              | 負担上限月額  |
|--------|----------------------|---------|
| 生活保護   | 生活保護受給世帯             | 0円      |
| 低所得    | 市町村民税非課税世帯           | 0円      |
| 一般1(※) | 市町村民税課税世帯（所得割28万円未満） | 4,600円  |
| 一般2    | 上記以外                 | 37,200円 |

#### 市内施設一覧

| 設置者                 | 施設名         | 所在地        | 電話番号     |
|---------------------|-------------|------------|----------|
| (特非) C I L<br>ひこうせん | ピーす         | 佐間2-1-19   | 598-4685 |
| (福) 聖徳会             | ポコ・ア・ポコ     | 小見1400-4   | 594-8006 |
| (株) シティーサポート        | 行田サポートほほえみ  | 門井町2-21-9  | 556-2257 |
|                     | 遊学館         | 門井町3-2-4   | 579-5066 |
| (福) 健翔会             | にじいろ        | 谷郷2-16-26  | 598-7898 |
|                     | にじいろプラス     | 忍1-11-1    | 598-5252 |
| 合同会社<br>コットンキャンディー  | コットンキャンディー  | 栄町4-7      | 579-5605 |
|                     | スマイルキャンディー  | 佐間1-19-38  | 577-7951 |
| 合同会社 アドランド          | きんかぎんか      | 城西2-9-16   | 511-0312 |
| (株) Raa             | パレット        | 富士見町2-30-4 | 577-8908 |
| (株) Y&A             | ぷりんしばる 門井教室 | 門井町2-4-7   | 578-8262 |
| 有限会社尋商              | とんぼ         | 白川戸738-1   | 594-8385 |

本サービスの利用を希望する場合や詳細についてのお問い合わせは、福祉課障がい福祉担当（556-1111：内線265、266）までお願いします。



学童保育室についてのお問い合わせ

行田市役所健康福祉部 子ども未来課 子ども・子育て担当

TEL：048-556-1111（内線262）